○経済産業省令第一号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　令和四年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	**第一条**　令和三年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額	原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構 / 残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億四千二百三十四万三千円	原子力発電環境整備機構 / 残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり一億二千九百十万八千円
第二条　令和四年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。	**第二条**　令和三年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。
原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額	原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額
原子力発電環境整備機構 / 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千六百八十八万二千円	原子力発電環境整備機構 / 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千六百七十五万九千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計監査報告の作成）	（会計監査報告の作成）
第十四条　［略］	**第十四条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。	3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
一～三　［略］	一～三　［略］
四　第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	［新設］
五～七　［略］	四～六　［略］
4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。	4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
一　会計方針の変更	一　正当な理由による会計方針の変更
二・三　［略］	二・三　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年二月一日から施行する。